

第十二回国会 衆議院 通商産業委員会大蔵委員会連合審査会議録第一号

昭和二十六年十一月十四日(水曜日)

午前十一時二十一分開議

出席委員

通商産業委員会

委員長 小金 義昭君

理事 中村 幸八君 理事 高橋清治郎君

理事 今澄 勇君 阿左美廣治君

小川 平二君 澁谷雄太郎君

中村 純一君 南 好雄君

山手 満男君

大蔵委員会

委員長 夏堀源三郎君

理事 奥村又十郎君 理事 小山 長規君

理事 西村 直己君 理事 内藤 友明君

浅香 忠雄君 大上 司君

川野 芳満君 佐久間 徹君

清水 逸平君 塚田十一郎君

三宅 則義君 宮崎 靖君

深澤 義守君

出席政府委員

大蔵事務官

(銀行局長) 河野 通一君

中小企業庁長官 小笠 公昭君

委員外の出席者

通商産業委員

谷崎 明君

大蔵委員会専門員 椎木 文也君

大蔵委員会専門員 黒田 久太君

本日の会議に付した事件

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(小金義昭君外十八名提出、衆法第二号)

○中村委員長代理 ただいまより通商産業委員会、大蔵委員会連合審査会を開会いたします。

本日は商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

ただいま大蔵委員長と協議の結果、法案の所管委員会である通商産業委員会の委員長が本連合審査会の委員長の職務を行うことに相なりましたので、御了承を願つておきます。

なお小金通商産業委員長が提案の理由を説明されますので、その間私が委員長の職務を行います。小金通商産業委員長。

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中、「貿易組合及貿易組合連合会」を削る。

第二條第一項中、「東京市」を「東京都」に改める。

第三條第一項中「貿易組合連合会、信用金庫又ハ銀行」を「銀行又ハ信用金庫」に改め、同條第二項中「連合会」を削り、同條第三項中「又ハ貿易組合連合会」及び「又ハ所屬連合会」を削り、「所屬組合」を「其ノ構成員(構成員が事業協同組合タルトキハ其ノ組合員ヲ含ム以下同ジ)」に改め、同條第四項中「又ハ貿易組合連合会」を削る。

第五條第六号及び第十條中「又ハ所屬連合会」を削る。

第七條第一項中「中小企業等協同組合」を削る。

組合、貿易組合又ハ貿易組合連合会」を「又ハ中小企業等協同組合」に改め、同條第二項中「又ハ一連合会」を削り、「千口」を「一万口」に改める。

第二十二條を次のように改める。

第二十三條 削除

第二百四十四條第四号に改める。

第二百七條第一項但書中「及貿易組合」を削る。

第二十八條第一項第一号から第三号まで、第五号及び第七号中「所屬連合会」を「其ノ構成員」に改め、同項第四号中「所屬連合会」を「其ノ構成員ノ為ニ債務ノ保証」に改め、同項第六号中「貿易組合、貿易組合連合会、公共団体其ノ他営利目的トセザル法人」を「其ノ構成員、公共団体其ノ他営利目的トセザル法人又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル銀行其ノ他金融機關」に改め、同項第八号中「又ハ所屬連合会」を削る。

第二十八條ノ三を次のように改める。

第二十八條ノ三 商工組合中央金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケテ、公共団体又ハ銀行其ノ他金融機關ノ業務ノ一部ヲ代理スルコトヲ得

第二十九條第一項第三号中「貿易組合、貿易組合連合会又ハ食糧営団」を削り、同項第四号を次のように改める。

四、主務大臣ノ認可ヲ受ケタル銀行其ノ他金融機關ニ対シ短期貸付ヲ為スコト

第五十條第一項中「二年」を「三年」に「千円」を「二十万円」に改める。

第五十一條中「百円以上千円以下」を「千円以上三万円以下」に改める。

第五十二條及び第五十三條中「十円以上五百円以下」を「千円以上一万円以下」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○小金委員長 商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案の提出理由を御説明いたします。

あらためて申すまでもなく、中小企業はわが国の産業並びに経済においてきわめて重要な地位を占めておりまして、講和後の自立経済体制の確立も中小企業の振興発展にかかるところが、現在は、中小企業の振興といたして、現在の経済状況下におきましては、中小企業の振興のために、何といつても金融関係の対策が最も緊要であると考えられるのであります。

御承知のように、中小企業は従来から概してその基礎が薄弱であるため、銀行等から金融を受けることが大企業に比べて著しく困難でありますので、いさゝか中小企業専門の金融機関が設けられてはいるのでありますが、商工組合中央金庫は、その一つとして中小企業者の協同組合に対する金融を行うことを目的として昭和十一年に設立された国家的な金融機関であります。中小企業金融の逼迫が深刻となるにつれ、その果たす役割はいさゝか重要となつて

来ておりますので、この際商工組合中央金庫法の一部を改正し、その機能の拡充強化をはかることといたしたいと考える次第であります。

改正の内容は、他の法律の改廃に伴う條文整理等を含みまして十数点にわたつておりますが、その最も重要なものは、従来取引対象が中小企業等協同組合だけに限られていたものを、預金の受入れについては中小企業等協同組合の構成員にまで、また貸付については所屬組合の構成員にまでそれらに拡張したことであり、すでに申し上げましたように、商工組合中央金庫は、中小企業等協同組合に対する金融を行うことが目的とする金融機関であり、特に中小企業等協同組合のみを業務の対象としたのであります。ゆゑ、中小企業振興対策の重点は、その組織化の推進におくのが最も適當であるからには、中小企業等協同組合の現段階におきましては、中小企業等協同組合に対する金融は、組合の共同事業に対して行うだけでは十分でなく、組合員である個々の中小企業者の事業に対しても行う必要がある場合があるものであります。このような場合、現在ではまず協同組合に対して金融を行い、協同組合より組合員に対して転貸を行うという形をとっているのではありませんが、これはいたずらに手数がかかるのみで、実情にも即しませんので、このような場合には、直接組合員たる中小企業者に対し貸し付ける道を開く必要があるものであります。この場

合直接中小企業者に貸し付けることとして、それが協同組合の組合員である限り、組合金融機関たる商工中金の本旨にもとるものではなく、むしろ実際に即してその機能を強化することとなるものと考えられるのであります。

右の場合貸付に対応して、預金についても当然組合員たる中小企業者から受入れられることとなりますが、これによつて従来とくち散逸しがちであつた組合員の資金が集められ、商工中金の資金繰りの上に好影響を及ぼすものと期待されるのであります。

改正の第二のねらいは商工中金の金融機関としての業務範囲を拡充することであり、商工中金は、従来中小企業等協同組合のための特殊金融機関であるという建前上、一般の銀行等に比し、業務範囲がいろいろ制限されておりましたが、貸付と並行して債務保証を行うことや、業務上の余剰金をコー・ローンに活用すること等は、金融機関として当然の業務であり、特に商工中金についてのみ制限することは理由のないことであるから、この際商工中金の業務に追加することとしたのであります。

改正の第三のねらいは、一組合の出資口数の制限を従来の一千口から一万口に引上げることであり、商工中金に対する一組合の出資口数があり大きくなつて、一部少数の組合に出資を独占されるようなことは、中小企業等協同組合の全体の金融機関であることの趣旨に反しますので、従来、その限度を千口と定めておるのであります。しかしながらこれは商工中金が設立当初資本金一千万円、繰出資口数十万口のとときの制限でありまして、今

日のように、資本金十五億円、繰出資口数千五百口となつては低きにすぎますので、これをさしあたり十倍の一萬口に引上げることとしたのであります。

そのほか改正のねらいとして、国、公共団体、または銀行その他の金融機関の業務の一部を代理することがありますが、これを商工中金が、中小企業の専門金融機関である建前上、中小企業金融に關し、国、公共団体、銀行その他の金融機関の業務の一部を代理することが必要となる場合が種々予想されますので、その道を開いておこうとするのであります。

以上現在の経済状況下におきまして、さしあたり緊要と考えられる諸点について改正をしようとするものであります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします次第であります。

○中村委員長代理 これにて提案理由の説明は終了しました。

○内閣(友)委員 政府にお尋ねしたいと思つてあります。私のお尋ねは二点ござります。

その一つは、商工組合中央金庫法をずつと見ますと、第二條からもう主務大臣という言葉が出ておられます。しかし主務大臣がだれであるかというところはちつとも法律には出ておらぬのであります。この主務大臣というのはいずれであるかというのをまず政府委員からお聞かせ願ひたいと思ひます。

○小笠政府委員 お答えいたします。本法における主務大臣は、通商産業大臣及び大蔵大臣ということに相なつております。

○内閣(友)委員 通産大臣と大蔵大臣が主務大臣というお答えであります。が、それはどこで定められてあります。法律でありますか、それとも通産省の内規が何かで定められておるのですか。

○小笠政府委員 古く申しますと、昭和十一年の勅令第百十四号で「商工組合中央金庫法中主務大臣ヲ定ムルノ件」というのがござります。これは昭和十一年六月十九日のものです。その後官制の改正に伴ひまして順次改正して参りまして、昭和二十四年五月二十四日政令第百九号をもつて「商工組合中央金庫法中主務大臣トアルハ通商産業大臣及大蔵大臣トス」というふうになつておるのであります。

○内閣(友)委員 実はこれは他意があつてお尋ねしたのでないものであります。が、こうした金融機関というものの所管は、当然大蔵省ではないかと思つたのであります。金融全体のいろ／＼なことを各省々々でそれ／＼おやりになると、乱れて来るということが考えられるのであります。今度の改正案は、通産委員長の小金さんを初め、皆様の非常なお骨折りでございましたので、私もその御苦労に対しては心から敬意を表つておるのであります。

そこで銀行局長にお尋ねしたいと思ひますが、こういう金融機関全体、この種のものには農林中央金庫もあり、その他のものもあり、こういうものが各省々々ばら／＼でやつておりました。はたして国家が要請してある金融機関全体のとまりがうまく行くかどうかということであり、この点を聞きます。

○河野(通)政府委員 お答え申し上げます。一般論をいたしまして、お話のように金融については、あるいは鉄の銀行は通産省とか、石炭の銀行はどこでやるかというところになることは、金融の一元的な運営の立場から適當でないと思ひます。従ひまして、原則的には金融機関の監督なり、指導なりは大蔵大臣一本になるべきものと考えております。しかしながら今お話しをしておりますように、農林中央金庫と商工組合中央金庫については、現在通産大臣である農林大臣と大蔵大臣の共管ということになつておるわけであります。これは限られた例外かと思つております。が、この趣旨は商工中金にしても、農林中金にしても、その仕事の性質上、商工行政あるいは農林行政と特別に密接に結びついておるという観点から、これらの監督行政については、主務大臣が通産大臣なり、あるいは農林大臣と大蔵大臣の共管ということになつておるわけであります。御指摘のように、これが通産大臣なり、あるいは農林大臣の兼管ということになりますならば、金融行政の一元的な運営に支障を来すわけであります。現在大蔵大臣も法律上共管の形になつておりますが、運用につきましては常時密接なる連絡を保つて両者間でやつておりますので、御心配のような、金融行政の一元的な運営に支障を来すようなことは實際問題として今ございせん。

○内閣(友)委員 私がこういうお尋ねをしたのは、実はほかでもないでございまして、商工中金にいたしまして、大蔵省は非常にまますげいをしておられる。この点をお聞きます。

○河野(通)政府委員 お答え申し上げます。お流しなさる資金量もあまり豊富ではない。もちろん大企業に對しましては資金ということも重大であります。が、むしろ今日は中小企業であるとか、農林漁業であるとか、こういう手の届かない、かゆいところへ何とかすることが政治なのであります。そういう見方からいたしますと、商工中金は通産省がやつていらつしやるのだから、まあ君のところでは金をお流しなさる。それは大蔵省としては通産省がおやりになつておられるのだから、まあいいわというお考えが存じませんけれども、刻下の産業というものをながめまして、そこに遺憾なことがあるのではないかと。そこから実は申し上げたのであります。ぜひこれは大蔵省の主管のようなお心持でいろいろな点に御配慮願ひたいのであります。

ひとつ私の希望を小金委員長に申し上げますが、前回農林中央金庫の法律改正を出したときにも、農林委員と大蔵委員と両方が提案者になつて出したのであります。いろ／＼御心配のことであつた。その上にこういう文句を申し上げるのはなほだ申訳ないと思つてあります。けれども、将来はこういうふうなことは、金融の所管である大蔵委員会仲間へ入れられるようなお心持を持つていただきたい。これからは、改正の問題があつたと思つても、その都度大蔵委員の方へも御連絡いただきまして、願わくばそういう話がまとまりますれば、両方の委員会が出すという

第二点としてお尋ねいたしたいのは、今度の改正法が一番大きな眼目は、組合金融の幅を広げて、個人金融まで拡張するということであります。これが実は研究しなければならぬ問題

なのでありまして、そうなりますと、普通の金融機関とちつともかわらなくなくなるのでありますが、はたして中小企業協同組合がそのためにますます発展するかどうかということが考

えますのは、大企業は一人で十分足
が伸ばせます。ただ伸ばされぬのは中
小企業であります。こういうのは協
同組合のようなものをつくりまして、

つて行く、こういうことで行かなければ、中小企業の将来はとうてい大企業に對抗できない。そういうふうに考へられておる商工組合中央金庫というもの、今度より、その資本をまとめて、

普通のものになつてしまふのだといふことになると、私は「商工協同組合」といふものはどうなるのかというふうな心配がありますので、これに対して、澤

か、こういうふうなズロースを脱ぐとが、組合がますます発展するのかわるうか。その点をひとつお聞かせ願います。

○小金委員長　ます私から一言申しあげますが、内藤委員のお言葉まことに、ごもつともでありますから、これか御趣旨のような線に沿つて話を進めことにしたいと思ひます。今後

○小笠政政府委員　お尋ねの中心点であります、こういうふうな改正をする
と、組合指導に影響が起る、こういう
ようなお話であります。私はその点か
ら申しますと、組合活動の推進という

点につきましては、さほど影響はないものと実は考えておるのでございませう。申し上げるまでもなく、事業協同組合の大きなねらいといたしましては、それ自体が御指摘の通りまともなる

ことによつて事業經營を改善する。あるいは合理化を進めて行く、こういうことであるわけでありまして、その線は金融の一部が組合に直接行くということによつてくずれるわけではないといふは思つてゐます。特にこの二つは

うふうな組合金融から組合の構成員まで及ぼすことによつて、現在の組合の形態から申し上げますと、一般中小企業への金融の浸透という点から申しますと、便利が多々あるのではな

いかというふうに実は考えておるわけでありまして。たとえばここに一つの組合があつて、十人の組合員があると仮定いたします。その中で一人、二人へ人が相當な言用力を持つて、新しく知

織の合理化に進んで行こう、こういうような資金手当というような問題のときに、その計画自体が非常にけつこいなものである。それがまた他の組合

一つのパターンになるという。また、これを考えてみると、組合を通じて整うということになりますと、他組合もどうしても均衡の希望を持つてあろうと想像されるのであります。

て、従来の資金量が十分まかなえて、従来のかどうか、こういうふうな問題が一つ考えられるのでございますが、制府の上から申しまして、また今日の組合

運用の実態から見まして、私に結合の
動という点に影響はないものというこ
うに実は考えております。

○内藤(友)委員 組合に影響があるか
ないかということ実はこれからのこ
ころありますから、これはお互いの意

見になると思うのであります。ただ私
は心配になりますのは、これは具体
に申し上げますと、こういうふうな制
度になりますと、私は名目組合員とい

いま資金量が少いからといううな
話もありましたが、あるいはそうか
存じませんけれども、しかしそれは全
日の資金量は、これで満足すべきも
ではないのでありまして、これから

すます——ことにこの法律改正と同時に資金量をます／＼ふやして行かなければならぬのでありますが、そういうことになりますと、私は組合意識乏しいために、ただ單に金を借りる

つの便法として構成員になろうとい
ようなものが出て来るのではないか
思います。そういう点におきまして
これは非常な便法ではあるけれども
一面商工組合から見ますと、非常な

威になるのではないかと思うのですが、これは意見の相違であり、今長官とここで議論しても始まりませんからやめますが、最後にお

企務片の方では御批筆になさるまい。
 ということをお願いいたしておきます。
 私の質問はこれで終ります。
 ○小金委員長 西村直己君。
 ○西村(直)委員 商工組合中央金庫法
 の一部を改正する法律案についてお伺い

が、この條文はいささか解せないものであります。この構成員の問題であります。中小企業等協同組合は商工組合中央金庫に対し構成員云々とありますが、第三條の三項

あります。と申しますのは、信用協同組合の組合員自体もこの該当者になるかどうか、その間の事情をまず御説明願いたいと思います。

○中村(幸)委員 お答え申し上げます。

す。今回の改正によりまして、商工中金とその所屬の組合であります中々企業等信用協同組合の構成員まで直接取引ができるようになるのであります。ところがその組合員にまで直接

取引の及ぶ範囲はどの程度になるか
いうことにつきましては、これは問
を二つにわけて考えなければなりま
ん。

まず第一の場合は、第三項にあり

す中小企業協同組合というのが連合である場合におきましては、その所の組合が事業協同組合であつても、た信用協同組合であつても、さらに企業組合でありまして、その組

と直接商工中金は取引ができるので
ります。さらにその組合の構成員た
組合員にまで及ぶのは、そこを括弧
いたしまして、「構成員が事業協同

企業組合が構成員である場合は、その組合員と中金との間には取引ができないことになっております。

連合体でなくて、單位組合である場合
であります。この場合におきまして
は、その構成員たる組合員と商工中
の間に直接の取引ができることに相
つておるのであります。一応法文上

解釈はさようであります。

○西村(直)委員　非常に條文が難解
ありますだけに誤解を生ずると思うの
であります。連合体の場合には「中
業協同組合タルトキハ其ノ組合員ヲ

ム」となつておりまして、信用協同組合の系統の組合員は入らないのであります。單位協同組合の場合においては、一応法文の解釈上は、今の御説によりまゝと、單位協同組合として

場合には構成員たる組合員も入つてゐる。そうすると、これはいわゆる商中金の業務の対象になつて来る。これを結論的に申しますれば、條文の建からは信用協同組合の組合員も商工

金とのいろ／＼な取引ができる。預入れなり貸出しなりその他こういう業務関係に入つて来ると、従来あるところの信用協同組合の信用事業そのものが浮いて来はせぬかという一つの疑

が出て来る。これに關しましていはるお考えを持つておられるか、大蔵局並びに逓産当局の政府側のお考え承りたいと思うのです。提案者でも

ろしゆうございます。

○中村(幸)委員 たいま御説明申し上げましたように、第三條の第三項におきまする規定を、その條文のままに解釈いたしますと、信用協同組合の組合員に対して商工中金が直接取引ができるということになります。そういたしますと、たゞいま御説明にありましたように、信用協同組合の仕事が浮いてしまふのではないか、こういうこととでありましたが、御説もつともと思つております。私もこの條文を考へるにあたりまして、その点につきましては最も苦心をいたしましたのでありますが、信用協同組合は、それ自身が信用業務を行つておるのであります。従つて信用協同組合の組合員と商工中金の間で直接取引をするということ、信用協同組合の業務を一部阻害するようなおそれもなくしもあらず、かように考へるものであります。従いまして私どもこの法律を適用するにあたりましては、商工中金法の四十四條に「主務大臣必要アリト認ムルトキハ商工組合中央金庫ノ貸付、手形ノ割引又ハ保証ニ付其ノ金額又ハ方法ヲ制限スルコトヲ得」という規定がありま

すので、この規定によりまして、信用協同組合の組合員に対しては、商工中金から直接貸付をするとか、あるいは預金の受入れをするというような仕事はしないようにさせたい、かように考へております。

○西村(直)委員 御説明で、一応運用上の問題としてお扱いにならうという御趣旨はわかるのであります。ただ問題は、第三條第三項の條文から考えますと、單位協同組合の場合において、當然信用協同組合の組合員が直接

事業の中で關係を持つことが出来る取引対象になるという、信用協同組合の事業自体に相當不安を生ずる。そこでこれに四十四條の主務大臣の監督權を發揮したい、こういう御趣旨だと承つたのであります。そこで私も、この國會を通しましてはつきり、さらに御提案者の趣旨以外に、この實際に四十四條を發動されるのは主務大臣――先ほどのお話によれば通産大臣なり大蔵大臣であると思ひますので、この両當局からも確たる御説明を願つておくのが將來のためではないか。かく思ひまして、銀行局長並びに中小企業庁長官がお見えになつておりますから、この際これに対する運用方針をはつきりお示し願ひたい。

○河野(通)政府委員 運用といたしましては、今提案者から御説明のありましたような方式によつて運用して参りたい、かように考へております。

○小笠政府委員 中小企業庁といたしまして、中村委員の御説明通りはつきり制限しております。なお信用協同組合に限らず、企業組合についても論理上同様に考へております。

○西村(直)委員 なおこれは問題がまた一つかわりますが、商工中金の資金上の見通しにつきまして、この際御説明を願ひたいのであります。

○中村(幸)委員 商工中金におきましては、最近貸出しが非常にふえております。最近の実績を見ますと、毎月約十億円の貸出し純増があるのであります。さらにまた年末に迫りまして、年末特別の資金があるわけでありますが、でき得る限りこの資金源を確保いたしまして、中小企業振興のために盡したい、かように考へておるのであります。

す。ところで今度の商工中金法の改正によりまして、従来は中小企業等協同組合並びに公共団体その他公益を主とするところの法人だけからしか預金が受けられなかつたのでありますが、この改正によりまして、中小企業等協同組合の組合員からも預金が受入れられることに相なるのであります。それによりますと、従来なか／＼協同組合からの預金というものが集まらなかつた。それは中小企業協同組合におきましては、特に事業協同組合におきましては、預金の受入れを組合員からいたしておりました。従つて中小企業協同組合といひましては、事業資金の一部を預託しておるというような現状でありまして、なか／＼思つて商工中金に對する預金が集まらなかつたのであります。今後組合員まで取引の対象を拡張いたしますと――組合員は事業をやつておるので、相當の余裕金もあることと考へるのであります。この組合員の余裕金というものが、従来一般の市中銀行に預け入れられておつたのでありますが、その一部が今後は商工中金に預け入れられるということにもなると思つておるのであります。それからまた今後組合員に対して貸出しをするということになりますと、その貸出しの一部がまた預金としてとどまる場合も考へられるのであります。こういう面からも預金が増加すると考へるのであります。しかし何分商工中金は營業所を持つていて、全国でも非常に少ないのであります。全国でもわずかに四十二箇所の店舗を持つておるにすぎない現状であります。従つてなか／＼希望通りの預金を集めるといふことは困難と考へるのであります。

そこで私も、この預金を新しく増加するところの組合員からの預金だけに頼ることなく、政府資金を今後大幅に商工中金に導入する必要があるのではないかと考へておるのであります。目下自由党におきまして、大蔵省あるいは商工中金、中小企業庁等に交渉をいたしておるのであります。大体この点につきましては、政府當局にお尋ね願ひたいと思ひますが、私どもの今までに承知いたしておるところでは、資金運用部の資金をもつて商工債券を引受けてもらつて、その額は大体三十億程度と聞いております。それからさらに日銀のあつせんによりまして、一般銀行から二十億の引受をしてもらつて、この五十億の資金と、先ほど申しました新しくふえるところの預金をもちまして、今後貸出しに應じて参りたい、かように考へております。

○河野(通)政府委員 商工中金の資金力と申しますか、資金源の拡充、充實の問題につきましては、かねてから商工中金の資金需要が非常に旺盛でありますために、何らかの措置をすべしという要請を非常に強く受けて参つておるの御説の通りであります。現在私どももいたしましては、たゞいま提案者から御説明のありましたような間接構成員との預金取引というものが開かれることによりまして、ある程度資金の集まりもふえて参ると思ひますが、それと並行いたしまして、できるだけ政府資金によりましてこの資金源の拡充をはかつて参りたいという趣旨で、現在までいろいろ具体的な措置も一部はすでに講じて参つております。例をあげて申しますと、一つは先般、八月でございましたが、政府の一般会計の

余裕金の指定預金を、特に中小企業の金融に努力をしておられる金融機関に對して百五十億預託をいたしたのであります。これが大体十一月十五日、きようから二、三日の間に期限が参るわけでありまして、一般の銀行等につきましては、全額これを引揚げたわけでありまして、商工中金に對しましては、この旺盛なる資金需要に應じ得るようになつたために、十三億円の預託をさらに延長して、これを残して、とにかく年末を越すことに処置いたしましたのであります。

さらに災害關係の地域における中小金融の円滑をはかつて参りますために、近くさらに十五億程度の政府の指定預金を出すつもりであります。このうち相當部分を商工中金に預託をいたして参りたい、こういうことで考へております。

第三には、これもやはり災害關係に關連いたしたのであります。日本銀行の中小別々の融資のわくをある程度臨時に拡張いたしたい、そして災害關係の地域に對する中小金融の円滑化に資したいという考へております。具體的な金額はまだはつきりいたしておりません。数億に上ると思ひますが、主として商工中金及び勸業銀行を通じて出されることになる。そういうふうなことで、もちろん皆様の御要望に十分沿うだけの金額ではございませんが、私どもでできるだけの措置は講じて参つておるつもりであります。また今後も講じて参りたいと思ひます。ただ今提案者から御説明のありました資金運用部で、この年末にかけてある程度の商工債券を引受ける問題であります。かね／＼自由党方面からも

いろいろ強い御要望があることは承つておりますが、現在まで、大蔵省にいたしましては、まだこの問題について最終的な結論を出しておりません。事務的に申し上げると、資金運用部の資金の運用計画をいたしましては、現在国会に提案になっております補正予算案とあらはらになりまして、資金運用部の資金運用計画を変更いたしました。この変更いたしましたのは、もちろん予算とあらはらになりまして、関係上、関係方面の承認を経て変更いたしましたわけでありまして、この変更いたしましたわけには、現在のところ商工中金の金融債を既定の方針以外にさらに増加してつけることにはなっておりません。もしそういうことをやることになりましたら、資金運用計画をさらに変更いたしまして持つて行かざるを得ない。それから法律的には、今御指摘もありましたように、資金運用部といたしましては、商工債券を引受ける形でなければ資金を出す道はございません。商工中金に対する貸出しは、資金運用部の法律によつて禁止されております。何らかの形で出すとすれば、法律上は商工債券という形よりほかには方法はないと思ひます。

○三宅(則)委員 私はいま議題になつております商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案につきまして、最初に提案者に御説明を願ひたいと思ひます。この法案は、中小企業の金融難を打開するために、大幅にこれらの救済を目的として改正せられておることと考へるのでございますが、従来の観点からいたしますと、組合に金融をいたしまして、それから組合員が肩がわりして借りる。こういう制度

でありましたのを、発展的に、組合員でありますならば直接借りられる、こういう制度を開かれたことは非常にけつこうだと思つておりますが、今までの経験からいたしまして、ボスの存在にのみ重点を置いて、普通の平組合員にあまり恩恵はなかつたということを見ております。これらに対する対策等を考へられてこの提案をされたのであります。第一に提案者に伺つてみたいと存する次第であります。

○中村(幸)委員 ただいま三宅委員からのお尋ねであります。商工中金がボスの存在のみに片落つて貸し出すのではないかと、こういうお話でありまして、私もさういふことは考へておりません。おりませんが、常に国会といつたしましては、商工中金あるいは中小企業庁等を奮勵いたしまして、監査いたしまして、そういうことのないように十分考へたいと思ひます。

○三宅(則)委員 ただいまの提案者の御説明によりまして、そうしたボスの存在にのみ重点を置かないで、一般組合員全般に均等に貸し出すという親心に対しましては、私もさういふ親心成でありますから、この法案の通過のあかつきにおきましては、商工中金を中心と考えられまして、この運用方法等につきましても、特に銀行局長等は監督の地位にあると思ひますが、これらの監督は、財務局等がこれを監督しておられるのであります。直接銀行局長が監督せられて検査あるいは指導をしておられるか。その点を銀行局長から承りたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 商工中金の業務が適正に運用されるように、大蔵省にいたしまして、通産省と常時緊密に

連絡いたしまして、監督には常に意を用いております。具体的に申し上げると、これは財務局でやつておるのではございませんで、本省で取扱つております。通産省と銀行局から監理官を任命いたしまして、その監理官が専任して、この監督に當つておるわけでありまして。

○三宅(則)委員 次に中小企業庁長官にお尋ねいたしたいと存じます。やもやもいたしまして、大企業に恩恵が多くて、中小もしくは零細なる企業には恩恵が少い、こういうのが一般の輿論であります。金を借りるにいたしまして、大企業は大口に大銀行から借りておる。しかしながら中小以下のもに對しましては、借りたい人は多いのであります。ところが、実際に借りることは困難である。こういうことが言われておる。日本の現段階におきまして中小企業といふものの解釈は、およそ前と違ひまして、二、三百万から五百万円くらいのもは中小企業に入ると私は思ふのであります。こういうものの金融が非常に困難になりました関係上、市中の高い金利、いわゆるやみ金融を仰いで、一月二月を過ぎるといふことがあります。中小企業が年末等に至りますと倒産いたしまし、あるいは思はざる災害をこうむるような場合があるわけでありまして、これらに對して中小企業庁といたしましては、その監督上、どのくらい金融面を常に監督する地位におられますか。たとへて申しますと、三百万円前後であると、一千万円以下であると、これらに對する中小企業庁の心構えをひとつ承りたいと思ひます。

○小笠政府委員 中小企業の限界とい

いますか、どのあたりの大きさの企業を中小企業と呼んでおるか、こういう御質問と解釈いたします。私もさういふたぐい一般的に資本金五百万円、従業員二百人以下といふことで一応線を引いておるわけでありまして、これはすべの場合に通用する線の引き方ではないのであります。たとえば見返り資金の場合は三百万円で線を引く、それから中小企業に對する信用保険制度では今言つたような線で引いておるといふようなことで、それ／＼の対策の事案によつて若干の相違があるものであります。ただいま普通で考へられておる見当、従業員二百人以下、五百万円をいふゆる中小企業と考へておるものであります。もとよりこれに對し最近の状況から申しまして一千万円といふようなお話もあるわけでありまして、これはさういふものであります。一応一般的なものとしては、さういふうなことに考へておるわけでありまして、そこで中小企業の金融について、まず見返り資金と考へるいは信用保険制度の資金であるといふ／＼なことをやる場合に、どの層にその政策の効果を重点を向けて行くかといふことの考へ方によつて、その切り方が違つて来るのではないかと私は思ふのであります。中小企業庁といたしましては、中小企業金融が／＼な意味において御指摘のような困難な状況にありまして、これに對する考へ方といひましたのは一応先ほど申したような線を考へまして、その線の中に入るものに對しましては、まず第一に資金量をふやして行き、いふゆる一般の預金から受けておる、預金ももとになりま

すものを貸し出して行くといふことで、市中金融機関の御協力といふことももとより当然であります。それに加へるに中小企業としては特別的政策的資金を強化して行くといふ方向にひとつどうしても向つて行かなければならないのであります。先ほど銀行局長のお話になりました具体案といふものもその線に沿つておると思ひます。そのほかに中小企業への資金をできるだけさういふような意味において浸透させる方法として、中小企業の持つ弱さをある程度助けてやるという手を講じないと、せつ／＼一定額を流さうといふことになりまして流れないといふようなことが起るものであります。その方法として別途考へておるものであります。従来やつております信用保証協会といふふうな制度とか、もしくは保険の制度であるとか、さういふようなものをできるだけ強化して、さういふゆる対人信用を中心としておる中小企業にできる限りの物的援助を与えて行くといふ制度を講ずる必要があると考へておるわけでありまして、この両面から進めて参ると同時に、中小企業への金融のタイプといふものは数が多い、これは理論的にいふ／＼問題があると思ひますが、数が多いだけになかなか浸透しにくいといふことで、政策をいふ／＼な面から考へて行かなければならない、さういふうに実は考へておるわけでありまして。

○三宅(則)委員 提案者にもう一つお伺ひしたいのですが、今度組合員も直接借りられるといふことになつたのであります。組合員の中には一般の人もちろ／＼おりますが、多少いかにあし

るかと思ひますが、これらについては、理事長なり組合が保証せられるべきものか、そうでなくてはただ単に商工中金が直接調査して貸すべきものであるか、その点をひとつ伺いたたいのであります。

○中村(幸)委員 従来は組合だけに貸しておりました。しかし今後は組合員に直接貸せることになるのであります。それについて組合の保証を要求するというようなことは無いと思ひます。直接貸出しができることになると存じます。

○三宅(則)委員 直接お貸出しになることはまことにけっこうであります。この中心は三百万円ないし五百万円以下のいわゆる中小企業の金融で、現物を取引する、品物を買込むあるいはその運搬資金が三百万円ないし五百万円の程度だろと思ひます。こういうものを申し込みましてから長い間かかっていると、時機を失しましたり、あるいは商機を失することがあるわけですから、少くとも申し込んでから一箇月のうちにイエス、ノーをきめてやらないと、せつかく中小企業の人が資金を得て大いに発展しようというものが挫折するおそれがありますので、こういう点について政府並びに銀行局長あたりはどういう方針で指導されるおつもりでありますか承つておきたいと存じます。

○小笠(政)政府委員 御指摘の所要資金を必要な時期までに出すということは金融の一番大事なことだと思ひます。そういう意味で、商工中金の仕事の運用ぶりとして、事務をできるだけ迅速に運んで行く方向に従来とも氣をつけているわけでありましたが、将来とも一層

そういう方向にやつて参りたいと思ひのであります。特に問題になるのは、そういう心構えのほかに事務のやり方として、條件がそろつておれば簡単に処理する制度として、なるべく少額の場合、たとえば信用保証協会の五百万円を保証している場合には、即決というか、早く取引ができるような事務態勢をとつて行かなければならぬと思ひてゐるのであります。大きな金額になりましたら、本部の資金繰り等とも見合ひをつけなければならぬような場合も多いと思ひますが、そういうときにイエス、ノーの回答をできるだけ早くするという方向にせひ持つて行かなければならぬと思ひます。

○三宅(則)委員 時間の関係上もう一点伺ひたいと思ひますが、どなたでもけっこうです。確固たる信念をお答え願ひたいと思ひます。ことに東京のようなか大都会におきましては、信用はなかなかわかない、しかし各府県町村等にわたつておきます中小企業等におきましては、常に資本あるいは成績、風評等々は十分に知られてゐるわけですから、こういうものに対しては、調査の方法をなるべく簡略にする必要がある。大都会はなか／＼困難であります。小都会もしくは町村におきましては、世間周知の事実でよくわかつておられます。従つてこういうものにつきましては、調査の対象になるものを組合等に依頼をしまして、そのメンバーであるとか、その業態等を常に調査しておいて、申込みがありましたらならば、なるべく早くやるという線を設けることこそ、中小企業を救う第一歩で

あると私は考へてゐるのであります。どろぼうをつかまえてなわをなうということではお過ぎると考へるのであります。それから、親心をもつて常に中小金融の円滑なる回転をいたしたいということをお願ひいたします。関係上、中小企業庁あたりは特に万般の遺憾ないような手配をしてもらいたい。申すまでもなく業態も多いことでありまして、各府県には命ぜられまして、円滑なる発展と企業の開発に一段と努力をしたいと思ひます。これに対する確固たる信念を承りたいと存じます。

○小笠(政)政府委員 御趣旨は十分わかりましたので、御趣旨の線に沿つてこれから努力いたしたいと考へております。

○小山委員 提案者にお伺ひいたしますが、今度の改正のねらいは、従来組合に対して商工中金を貸すということであつたのを、その構成員にまで及ぼす、及び構成員からも預金を受入れるということでありまして、そのねらいは預金を吸収しようというのであります。それとも貸出しを簡略化しようというところにねらいがあるのか、そのねらいをひとつ聞かせていただきます。

○中村(幸)委員 今度の改正のねらいの最も大きな点として、貸出しと預金の受入れがあるのであります。そのうちでも私も最も大きなねらいは、できるだけ広く簡略化して貸出しをするというところにねらいをつけてゐるわけでありまして、その意味におきまして、今後預金を吸収するということになりまして、なお一層この預金者、つまり貸出人の信用状態もわかつて来る

のでありまして、かた／＼非常に好都合になる、かように考へるのであります。

○小山委員 私がそれをお伺ひいたしますのは、貸出しをふやして行くというお話であります。貸出しをふやして行くといふことにねらいがあるものであれば、その資金源についてお考えがなければならぬはずであります。預金をふやしつつ、それに伴つて貸出しをふやして行くといふことであるならば、格別、ただ貸出しをふやすといふところにねらいがあるのであれば、資金源についての配慮がなければならぬはずであるが、先ほど伺つておりました、まだその資金源については、確固たる政府当局との間の打合せもないようである。それではせつかく法律案が通過いたしましたとしても、動いて行かないのではなからうかというのを心配しておるのではありませんか、その点についてはいかがお考へになつておりますか。

○中村(幸)委員 貸出した主としてねらいを置いておるのであります。その資金源として預金も非常に重要な役割を果すわけでありまして、従来とかく散逸しがちでありました一般組合員の余剰金というものが、今後直接に商工中金に集まつて来る。この集まつて来る組合員からの預金を一つの資金源にする。さらに先ほど申しましたように、それだけでは十分ではありませんので、政府資金を極力商工中金に流す、こういう方面に向つてできるだけ努力いたしておるのであります。先ほど銀行局長の説明だと、まだ資金運用部の資金計画を変更しなければ商工債券の引受けもできないというふうな御答

弁があつたわけでありまして、この点は、提案者といひましたとしても非常に遺憾に思つておりました。年末に逼迫りまして、中小企業の金融は非常に逼迫いたしておるのであります。どうかこの点につきましては、委員各位の方からも政府当局を御鞭撻せられまして、何とぞ早急に商工債券の大幅な引受けができるようにお骨折りを願ひたいと存じます。

○小山委員 次に伺ひたいのは、為替業務を取扱うことになつてゐる。そういったことも、せつかく貸付をいたしたとしても、その為替のルートを通して市中金融機関にその貸し出した金が流れて行つてしまふというおそれはないか、またそのおそれに対しては、どういふふうな阻止対策をとられようと思ひますか。

○小笠(政)政府委員 非常に金融のテクニクでありますので、私もはつきりしたことを実はお答えしかねることを遺憾にいたすのであります。従来商工中金の業務の一つとして荷為替手形の保証といふことを認めておるのであります。この荷為替手形の保証による貸付といひます。そういうふうな業務というものは非常にわずかであります。従ひまして今般一般債務の保証にまで拡張いたしたとしても、その保証業務といふものが大々的なといふふうには私は実は見ておらぬのであります。従ひまして御指摘のように、為替業務をやることによりまして、商工中金の資金が金融機関にそう流れて行くことにはあるまいと私は考へておるのであります。非常に答弁にはならぬようであります。新しく中小企業の面として為替業務取引といふものの自体が非常に少い

というふうなこともありますが、その心配はないのではないかと、このように考へておられます。

○小山委員 これは必ず御心配があらうと申しますのは、商工中金はまず原則として一県に一つしかないのです。その支店を持つてゐる。従つて貸し出した金は、受入れる方の金よりも外へ出て行く方の金が多くなるのは、これはもう商取引上当然であります。また場合によりまして、為替業務があることによつて預金をふやす方法もあることによつて、監督官庁がせつかに為替業務というものを認められた以上は、その為替ルートを通じて資金が商工中金に流れるようにしておかなくてはならぬと、かえつてこれは逆になります。それは御注意をいたしておきます。

その次にもう一つ、これも一つの心配であります。預金を集めようといふと、どうしても商工中金の預金をやりにくくなつて来るのであります。商工預金といふものは、現在銀行局長の通牒によつて禁止されてゐるが、おそれくこれは商工中金にも及ぶのであります。これは銀行局長からお伺ひしたいが、商工預金をやりますと貸出しが死んでしまふ。百万円はいいところ、百万円の金が流れて行けば、その中小企業が助かるのに、そのうち三十万円預けておいてくれとか、あるいは五十万円預けておいてくれとか、預金をふやしたいばかりにそういうふうな運用をとられると、せつかくの貸出金がどうにもならぬ。その商工預金についてどういふふうな指導をされるか、あるいは銀行局長はどういふふうにして監督をされるか、それをひとつ伺ひたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 今後預金の取扱ひをやつて参りました場合におきまして、お話のような商工預金といふものの、いわゆる商工に付きましては、一般銀行について取締つて参りますと同一ような観点で取締つて参りたいと思ひます。ただこれは、小山さんは専門家で一番よく御存じでありまして、商工が、商工預金といふものも、歩みというやうなことで、債権を確保するためにある程度積まされて行くといふやうなことは、これは一般銀行でも認めておるわけでありまして、常識的である程度債権を確保するために必要なものに付きましては、貸出しと預金が商工にのつておりました。そういう意味のものは、さしつかえないといふやうに考へて、現在でも歩みみの制度は商工中金でやはりとつておられるやうであります。この制度は別に濫に流れない限りはさしつかえないと考へておられます。

○小山委員 歩みみについて私は云々してゐるのではなくて、貸出しのときに、ただ預金の高をふやしたいといふことのためにやるやうな商工預金は厳に取締つていただきたい、これを申し立てるのであります。

その次に、資金源の問題について特別に銀行局長に尋ねたいのであります。商工債券の発行といふものは、あまり芳しくない。しかもまた預金の制度をかりに取入れましても、これは私の観測であります。商工中金として現在の支店網あるいはその取引状態からいつて、この預金によつて資金が異常にふえて行くといふことはちよつとむずかしいかと思ひます。従つてその資金の源は政府としてめんどろを見なければならぬと思ひますが、資金運用部でやらざるを得ないであらう。その場合に、現在の資金運用部の法律によりますと、市中四、預金部六でありましたか、何か割合があつたやうであります。この割合のままで、たとえば市中が四を引受けないと、預金部も出したいと思つても六しか引受けられない。つまりさつきの数字でいへば、市中で二十億引受けてくれないう限りは、預金部は三十億の引受けをやらうと思つてもできないのである。こういう法律になつておる。このことは商工中金の場合には少し無理なのではないかと。というのは他の金融機関、債券を發行しては、米の出来秋には非常な勢いで預金は集まつて参ります。それから北海通拓殖銀行あるいは勧業銀行あるいは興業銀行等の債券を發行しておるところは預金がある、また預金を受入れる道を持つておる。しかるに商工中金の場合には資金は少し、しかも相手は非常に小さいところであり、少し大きいところは銀行取引があるといふことで、銀行の方にむしろ実績をつくりたい、こういうふうな人々を対象としておるのでありますから、この資金運用部の法律そのものがあるいは無理なのではないかと申すのであります。今、六、四という割合を若干かえる必要があるのではないかと。この点については銀行局長はどういふふうにお考へておられるか。あるいはまたその他に、たとえば割引商工債券によつてこれを

救つて行くといふやうないろ／＼な方法があるかと思ひますが、どういふふうな資金源について、先ほどの局長の言葉によると、今のところはまた資金運用部の計画は立つておらぬといふ話でありますけれども、将来それを立てられる場合にはどういふ心構えでやつて行こうとするか、それを最後に伺つておきたい。

○河野(通)政府委員 御指摘のやうに、現在長い商工債券は市中でなかなか消化がむずかしい状態になつておる。しかし短期の割引商工債券については、最近には割に売れ行きもよいやうであります。先般この問題がございまして、資金運用部で金融債を引受けましたので、計画の中に、第二・四半期については、長い債券が、なかなか消化が市中でむずかしい場合におきましては、計画額は割引商工債券も資金運用部で持つやうな便法をつくつて参つたのであります。しかし第三・四半期におきましては、こういう便法を案は設けておられますが、その点は商工債券の売れ行きの見通しが、第二・四半期よりも割によりよかつたために、そういう便法を案は今度は少したわけてあります。問題は商工中金の資金源を拡充いたしたために、今申し上げましたやうな便法を講じて、絶対額がとにかくなければ、なか／＼むずかしい問題になると思ひます。これはただいまも話がありまして、なにより、まだ結論を出してありませんので、検討中であるわけでありまして、なお法律につきまして、現在市中四にして資金運用部が六持つといふ問題についても、そこまできうくつなことをしなくてもよいのではないかと

いうやうな御意見であります。その点についても目下検討いたしております。しかしこの法律ができたときの経過等をよく御承知のことだと思ひますが、いろ／＼関係の向きもありまして、早急にこの問題を解決することは實際問題として困難ではないかといふふうにお考へます。

なおちよつと御参考までに申し上げておきますが、勧業銀行等は預金をもちろん集めておりますが、興業銀行については、預金は現在もちろんとつておりますけれども、これは債券發行によつて資金を集めることが主体になつておるのであります。預金は取引者との関係だけに限つておるもので、そんな預金が多／＼集まるということはありません。勧業銀行については、現在預金も集め、債券も發行するといふ、一つの両面的な建前になつております。今後の長期金融機関のあり方、あるいは勧業銀行の今後のあり方等につきまして、今後検討をいたしております。現在のように商工銀行のやうに、債券を主体にして行くならば、預金についてはある程度一応制限を加えて行くのがいいかといふので、この問題については検討を加えておられます。

○小山委員 次は深澤義守君。

○深澤委員 このたびの法案の改正の、貸出しの範囲等を広げまして、構成員にまで貸し付けるという趣旨は、まことにけつこうだと思ひますが、そこで私一つ疑問に思ふのは、大體組合の制度といふものは、日本のやうに、中小企業地帯の多い、しかも信用力の弱い者が、共同して経営の合理化や信用の向上をはかるというところでこの組

合制度ができたと思うのであります。

これに対して商工中金は、組合を育成するために金融をすることを使命として生れたのであります。ところが今度はその所屬組合に対して金融をするのを、構成員にするということになりますと、所屬組合を一つ飛んで、商工中金に結びつくということになりますと、いわゆる組合活動を大いに阻害するようになる結果になるということが、一つ心配になるわけでありまして、この点については内藤委員も、西村委員も触れられたようでありまして、そうなりますと、このたびの改正は、根本的に組合制度の問題をこれとらみ合して考えなくてはならぬ問題だと考えるわけです。従つて私のお聞きしたいことは、その範圍を構成員にまで拡張するといふ事態になつたその原因は、一体どこにあるのか。所屬組合がしやまになつて、直接商工中金と構成員、中小企業者自体が結びついて行かなければならぬといふような、組合運営がうまく行つていないといふことが、こういう法案の改正になつて現われて来たのではないかとすら考えられますが、その間のいきさつをひとつお聞きしたいのであります。

○中村(幸)委員 御承知のように協同組合の系統機關として商工中金があるわけでありまして、そのねらいは、やはり御説のように、中小企業の信用力が乏しい、あるいは設備、資本等の弱小な点を組合の力で補うといふところにあるといふのであります。しかし一面におきまして、協同組合の仕事は共同事業だけに限つておられないのでありまして、組合員の事業の成績を促進するといふことも、協同組合の一

つの事業といつてもいいじやないか。この意味におきまして、今回組合員まで拡張するといふことは、協同組合主義の観点からいって何ら矛盾してはおらない、かように考えるのであります。

○深澤委員 そこで所屬組合に所屬しておる構成員が、直接商工中金と結びついてしまふということになれば、自分の所屬しておる組合との關係は非常に薄くなるし、またその組合との關係が非常にうまく行かないのではないかと。そのために遂に組合活動が非常に不円滑になるという心配がある。この点の弊害は必ず起つて来ると思ふ。この点に対してどういふ対策を講ぜられるか、あらかじめ考へて置く必要があると思ふのであります。

○中村(幸)委員 御説のような心配も必ずしもなきにしもあらずと考へております。でありますから今後組合員に直接貸出しする場合におきましては、やはり組合の結合を阻害しないやうな貸出し基準を設けなければならぬ。私どももさしあたり考へておりますことは、直接貸出す場合には組合の承諾を得るといふやうなことをいたしまして、組合の円滑を欠かないやうにいたしたいと考へております。

○深澤委員 そこで先ほどからも幾多の御質問がございましたが、中小企業の御質問がございまして、中小企業と申しましても非常な階層があるわけでは、大抵中以下の中小企業者であるといふのは考へておりますが、所屬組合を飛んで、直接商工中金に結びつくのは、大抵において中小企業の上層が結びつく可能性があると私は思ふ。従つて趣旨としては一般中小企業に均

等するやうな趣旨において、こういう道が開かれたとしまして、これを利用し得る者、要するに中央の商工中金が認めて行く者は、どうしても中小企業の上層を目標にして行くやうなことになるてしまふ。そうすると、この一般に均等させようとしたせつかくの趣旨に反して、やはり一部の特権的な階層のみがこれと結びついて行く心配があるのではないかと申すところで、法案改正の趣旨と実際とは違つて来る心配があるのではないかと私は考へます。その点についてはどういふやうに考へておられますか。

○中村(幸)委員 せつかく改正いたしたとしても、中小企業のうちでは比較的中以上の者が均等に終りに終りはないか、こういうお尋ねのようでありまして、せつかくの改正が無にならないやうに、できるだけ中小の小の方にまで及ぶやうに、私どもとしても政府を奨励したいと考へております。

○深澤委員 最後に中小企業庁長官にお伺いしておきたいのであります。この商工中金の組合金融の範圍を拡大いたしまして、構成員にまで貸せるといふことになりまして、いわゆる商工組合制度といふものに、何と申しますか、大きな弊害が出て来る可能性があると私は思ふわけでありまして、そこで私のお伺いしておきたいことは、政府は従来商工組合制度といふものに対して、非常に努力をしたがうまく行かないといふやうな観点から、こういう法案改正に対して賛意を表せられておるといふやうに、思ひ過ぎかしれません。これは私が私に考へるのであります。これは確かに非常にいいことであり、その趣

旨としては何ら反対すべき理由はないのであります。が、長年努力して参りました商工組合制度といふものに、一つ大きな弊害が出て来はしないかといふ観点から、商工組合制度の今後の方針について、一応御答弁をお願いしたいと思ひます。

○小笠政府委員 お答えいたします。本改正が組合運動に相当な影響を与へはしないかといふ点でございますが、その点につきましては私が先ほど申し上げましたやうな考へ方で、そう大きな影響を持たない、さしたる影響はないと考へておるのであります。中小企業等協同組合の問題は、従来の長い日本の商工協同組合運動といふふうなものを顧みまして、今後の持つて行き方としましては、商工協同組合のいわゆる構成員のあり方を、いわゆる純経済的な構成員の立場の向上といふ点に重点を置いて指導して行くといふことに持つて行きたいものだ。しかも多数の業種がまちまちでありますので、この中小企業に対する一つの指導なりあるいは合理化の線を進める上においては、どうしても組合をほかに置いてできないのではないかと申す。そういうふうなまとまつたところをつかまえて持つて行くといふことにはなればいかぬのではないかと考へておるのであります。言葉をかえて申しますと、中小企業対策の一つの基本は、やはり組合運動を中心置いて行く、組合制度といふものを中核にして、たとへば合理化の線にしても、技術の指導にしても、あるいは金融の問題にいたしましてもやはり進めて行かなければならぬといふやうに実は考へておるわけでありまして、それで今度の改

正に關連しまして、組合運動がどうもうまく行かぬからといふやうな考へ方は、私は全然持つておりません。問題はやはり組合のつくり方にあるやうな気が実はいたしたのであります。従来の組合といふものが、統制組合的なイデオロギーとは相当形は違つておつても、實際は組織されるのがそういう形になつておる。それで構成してもその活動がなか／＼うまく行かぬといふ事例が非常に多いのであります。最近の一つの動きを見ますと、十人とか二十人見当といふやうな小人数の組合が実は相当多くなつております。それから結びつきが弱い縦横の關係、横ばりばかりでなく縦の關係で結びついておるものが相当多くなつて参りました。そういうふうな、いかに結びつけば自分たちの經營の合理化といふか、利益の増進になるかといふ考へ方が強く意識されて来たように私は見ておるわけでありまして、従いましてこの一つの芽ばえを強く伸ばして行くようにせむ持つて行きたいと考へております。本法の改正はいろ／＼な事情から申しまして、金融の問題についてできるだけ必要となるやうな流す道を多くして行くといふ意味において考へておる、そういう事情でございます。

○小金委員 ほかにも幾多の御質問がございましたが、ほかに御質問がないやうでございますから、本日はこの程度にて散会いたします。
午後零時四十七分散会